

埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱

制定 平成 17 年 10 月 21 日

改正 平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 19 年 2 月 13 日

改正 平成 24 年 11 月 29 日

改正 令和 3 年 7 月 5 日

(名称)

第1条 この会の名称は、埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、別表に掲げる市町(以下「関係市町」という。)の住民の福祉の向上を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 この協議会は、関係市町の長が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法第 79 条の規定に基づき、福祉有償運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議が必要と認める事項

(委員)

第5条 協議会の構成員(以下「委員」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 関係市町に現在する住民又は旅客の代表

- (2) 関係市町において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表
 - (3) 関係市町を営業区域に含むタクシー等事業者
 - (4) (3)の組織する団体の代表
 - (5) タクシー等の運転者が組織する団体の代表
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 埼玉運輸支局長が指名する職員
 - (8) 埼玉県知事が指名する職員
 - (9) 関係市町の長が指名する職員
- 2 委員の委嘱は、主宰者を代表し、第10条に定める事務局を担当する関係市町の長が行う。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、議長になる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事及び会議録は原則として公開とする。ただし、個人情報取り扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に、表決を委任することができる。
- 6 前項の規定により、委任状を提出した委員は、協議会に出席したものとみなす。

7 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の開催)

第9条 協議会は、次のいずれかの場合に開催し、会長が招集する。

- (1) 法第79条の2に規定する登録の申請(法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項に規定する変更登録を含む。)が予定されている時
- (2) 重大事故等、問題が発生した時
- (3) その他福祉有償運送の適正実施に必要な時

(事務局)

第10条 この協議会の庶務を処理する事務局は、関係市町の福祉有償運送所管課が建制順に担当するものとし、任期は3年間とする。

(連絡窓口の整備)

第11条 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡窓口を定めるものとする。

(有償運送に係る相談又は通報窓口)

熊谷市福祉部障害福祉課	: 電話 048-524-1111 ファックス 048-524-8790
深谷市福祉健康部障害福祉課	: 電話 048-571-1211 ファックス 048-574-6667
寄居町福祉課	: 電話 048-581-2121 ファックス 048-581-9160

(守秘義務)

第12条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の協議を経て、会長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 17 年 10 月 21 日から施行する。

(委員の委嘱に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行後最初の協議会の招集は、最初に事務局を担当する関係市町の福祉有償運送所管課長が行なう。

(委員の任期に関する経過措置)

第3条 この要綱の施行後最初に委嘱された委員の任期は第 6 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(事務局の任期に関する経過措置)

第4条 この要綱の施行後最初に事務局を担当する市町村の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

(委員の構成に関する経過措置)

第2条 委員の構成については、平成 19 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

(連絡窓口に関する経過措置)

第3条 寄居町に係る連絡窓口については、平成 19 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成 24 年 11 月 29 日から施行する。

(事務局の任期に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に事務局を担当する市町の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

別表

大里地区	熊谷市、深谷市、寄居町(建制順)
------	------------------